

## < 建設工事請負契約及び請負代金の請求の手続きについて >

落札者は次の凡例を参考にして、建設工事請負契約及び請負代金の請求等の事務手続きを行ってください。

(手続きの凡例)

### 1. 契約時

- (1) 契約金額が **300万円**以上の建設工事を落札された方は、監理課が示した契約書の案により **5日以内**に**契約保証**を付してください。
- (2) 契約締結の際には、**契約書**2通及び**仲裁合意書**2通に押印し、指定の箇所に割印してください。

### 2. 契約後

- (1) 契約金額が **500万円**以上の工事については**CORINS (工事实績情報システム)**に基づく登録を行うこと。

※CORINSの登録は、契約締結・工事完成及び変更時に行うこと。

- (2) 契約後 **2週間以内**に**工程計画表**を監理課へ提出してください。
- (3) 現場代理人を工事現場に置いたときは、**現場代理人及び主任技術者等指名(変更)届**を監理課へ提出してください。  
また工事一件の契約金額が **2,500万円** (建築一式工事は **5,000万円**) 以上であるものを施工しようとする場合には、**誓約書**を監理課へ提出してください。
- (4) 工事を着手するときは、**工事着手届**を監理課へ提出してください。
- (5) 工事の一部を下請け施工する場合は、**下請負人名簿**を監理課へ提出してください。

### 3. 変更契約のあった時

- (1) 変更契約締結の際には、**契約書**2通に押印し、指定の箇所に割印してください。
- (2) 変更内容に応じて**工程計画表**、**現場代理人及び主任技術者等指名(変更)届**を監理課へ再度提出してください。

※工期の変更	: <b>工程計画表</b> 及び <b>現場代理人及び主任技術者等指名(変更)届</b>
※金額のみ変更	: <b>現場代理人及び主任技術者等指名(変更)届</b>

### 4. 工事完成後 (工期内に検査を行うため、工期満了14日前の完成を原則とする)

- (1) 工事が完成したときは**完成通知書**及び**工事写真**を監理課へ提出してください。
- (2) 完了検査後に**引渡書**及び**請求書**を監理課へ提出してください。